

改正後	改正前									
<p>平成19年3月5日制定（国空乗第551号） <u>令和6年6月27日最終改正（国空安政第704号）</u></p> <p style="text-align: center;">国土交通省航空局安全部安全政策課長</p> <p style="text-align: center;">航空身体検査証明制度の運用について</p> <p>1. 航空身体検査証明制度の概要</p> <p>航空機乗組員（注1）は、航空機に乗り組んでその運航を行うためには、国土交通大臣又は指定航空身体検査医（注2）が交付する航空身体検査証明書（注3）を携帯しなければならない。（航空法（以下「法」という。）第28条第1項、第67条第2項）</p> <p>（注1）航空機乗組員 航空機乗組員とは、航空機に乗り組んで航空業務を行う者であって、法第24条に定める定期運送用操縦士、事業用操縦士、自家用操縦士、准定期運送用操縦士、<u>一等航空士</u>、<u>二等航空士</u>、航空機関士及び航空通信士の資格に係る航空従事者技能証明（法第22条）（以下「技能証明」という。）を有する者をいう。</p> <p>（注2）指定航空身体検査医（以下「指定医」という。） 指定医とは、法第31条の規定に基づき国土交通大臣が指定した医師をいう。</p> <p>（注3）航空身体検査証明書</p> <p>a. 国土交通大臣又は指定医は、申請により、技能証明を有する者で航空機に乗り組んでその運航を行おうとするものについて、航空身体検査証明を行う。（法第31条第1項）</p> <p>b. 航空身体検査証明は、申請者に航空身体検査証明書を交付することによって行う。（法第31条第2項）</p> <p>c. 国土交通大臣又は指定医は、申請者が有する技能証明の資格に係る身体検査基準（航空法施行規則（以下「規則」という。）第61条の2第1項、第2項、別表第4）に適合すると認めるときは、航空身体検査証明をしなければならない。（法第31条第3項）</p> <p><u>d. 適用する身体検査基準は、定期運送用操縦士、事業用操縦士又は准定期運送用操縦士の資格を有する者は第1種、自家用操縦士、一等航空士、二等航空士、航空機関士又は航空通信士の資格を有する者（定期運送用操縦士、事業用操縦士、准定期運送用操縦士のいずれの資格も有しないものに限る。）は第1種又は第2種とする。</u></p>	<p>平成19年3月5日制定（国空乗第551号） <u>令和4年3月29日最終改正（国空航第3037号）</u></p> <p style="text-align: center;">国土交通省航空局安全部安全政策課長</p> <p style="text-align: center;">航空身体検査証明制度の運用について</p> <p>1. 航空身体検査証明制度の概要</p> <p>航空機乗組員（注1）は、航空機に乗り組んでその運航を行うためには、国土交通大臣又は指定航空身体検査医（注2）が交付する航空身体検査証明書（注3）を携帯しなければならない。（航空法（以下「法」という。）第28条第1項、第67条第2項）</p> <p>（注1）航空機乗組員 航空機乗組員とは、航空機に乗り組んで航空業務を行う者であって、法第24条に定める定期運送用操縦士、事業用操縦士、自家用操縦士、准定期運送用操縦士、<u>1等航空士</u>、<u>2等航空士</u>、航空機関士及び航空通信士の資格に係る航空従事者技能証明（法第22条）（以下「技能証明」という。）を有する者をいう。</p> <p>（注2）指定航空身体検査医（以下「指定医」という。） 指定医とは、法第31条の規定に基づき国土交通大臣が指定した医師をいう。</p> <p>（注3）航空身体検査証明書</p> <p>a. 国土交通大臣又は指定医は、申請により、技能証明を有する者で航空機に乗り組んでその運航を行おうとするものについて、航空身体検査証明を行う。（法第31条第1項）</p> <p>b. 航空身体検査証明は、申請者に航空身体検査証明書を交付することによって行う。（法第31条第2項）</p> <p>c. 国土交通大臣又は指定医は、申請者が有する技能証明の資格に係る身体検査基準（航空法施行規則（以下「規則」という。）第61条の2第1項、第2項、別表第4）に適合すると認めるときは、航空身体検査証明をしなければならない。（法第31条第3項）</p> <p><u>（新設）</u></p>									
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>資格</th> <th>身体検査基準</th> <th>航空身体検査証明書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期運送用操縦士 事業用操縦士 准定期運送用操縦士</td> <td>第1種</td> <td>第1種航空身体検査証明書</td> </tr> <tr> <td>自家用操縦士 一等航空士 二等航空士</td> <td>第1種又は第2種</td> <td>第1種航空身体検査証明書又は第2種航空身体検査証明書</td> </tr> </tbody> </table>	資格	身体検査基準	航空身体検査証明書	定期運送用操縦士 事業用操縦士 准定期運送用操縦士	第1種	第1種航空身体検査証明書	自家用操縦士 一等航空士 二等航空士	第1種又は第2種	第1種航空身体検査証明書又は第2種航空身体検査証明書	
資格	身体検査基準	航空身体検査証明書								
定期運送用操縦士 事業用操縦士 准定期運送用操縦士	第1種	第1種航空身体検査証明書								
自家用操縦士 一等航空士 二等航空士	第1種又は第2種	第1種航空身体検査証明書又は第2種航空身体検査証明書								

改正後			改正前				
<p><u>航空機関士</u> <u>航空通信士</u></p>							
<p><u>e. 自家用操縦士、一等航空士、二等航空士、航空機関士又は航空通信士の資格を有する者（定期運送用操縦士、事業用操縦士及び准定期運送用操縦士のいずれの資格も有しないものに限る。）は、航空身体検査証明を申請するときに適用する身体検査基準について、第1種又は第2種のいずれかを選択できる。</u></p>			<p><u>(新設)</u></p>				
<p>2. 航空身体検査証明の手続等 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 航空身体検査証明の有効期間等 ア. 航空身体検査証明の有効期間は、<u>次の①・②に掲げる当該航空身体検査証明に係る航空身体検査証明書の区分に応じ、当該航空身体検査証明書の交付の日（以下「交付日」という。）から起算して、当該①・②の表の左欄に掲げる技能証明の資格ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める期間が経過する日までの期間とする。ただし、航空身体検査証明の有効期間が満了する日（以下「満了日」という。）の45日前から当該満了日までの間に新たに航空身体検査証明書を交付する場合は、その交付日から、当該満了日の翌日から起算して、同表の左欄に掲げる技能証明の資格ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める期間が経過する日までの期間とする（規則第61条の3第1項）。</u></p>			<p>2. 航空身体検査証明の手続等 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 航空身体検査証明の有効期間等 ア. 航空身体検査証明の有効期間は、<u>当該航空身体検査証明に係る航空身体検査証明書の交付の日（以下、「交付日」という。）から起算して、次の表の左欄に掲げる技能証明の資格ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める期間が経過する日までの期間とする。ただし、航空身体検査証明の有効期間が満了する日（以下、「満了日」という。）の45日前から当該満了日までの間に新たに航空身体検査証明書を交付する場合は、その交付日から、当該満了日の翌日から起算して、同表の左欄に掲げる技能証明の資格ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める期間が経過する日までの期間とする（規則第61条の3第1項）。</u></p>				
<p>① 第1種航空身体検査証明書</p>							
資格	区分	有効期間	資格	区分	有効期間		
定期運送用操縦士 事業用操縦士	旅客を運送する航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んで、一人の操縦者でその操縦を行う場合	<u>交付日</u> における年齢が40歳未満	1年	旅客を運送する航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んで、一人の操縦者でその操縦を行う場合	<u>第61条の4に規定する航空身体検査証明の起算日（以下、この表において単に「起算日」という。）</u> における年齢が40歳未満		
		<u>交付日</u> における年齢が40歳以上	6月		<u>起算日</u> における年齢が40歳以上	6月	
	航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んでその操縦を行う場合（前項の場合を除く。）	<u>交付日</u> における年齢が60歳未満	1年		航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んでその操縦を行う場合（前項の場合を除く。）	<u>起算日</u> における年齢が60歳未満	1年
		<u>交付日</u> における年齢が60歳以上	6月			<u>起算日</u> における年齢が60歳以上	6月
その他の場合		1年	その他の場合		1年		

「航空身体検査証明制度の運用について」（平成19年3月5日（国空乗第551号）制定）一部改正 新旧対照表

改正後				改正前				
准定期運送用操縦士	航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んでその操縦を行う場合	交付日における年齢が60歳未満	1年	自家用操縦士	起算日における年齢が40歳未満		5年又は起算日から42歳の誕生日（その者の誕生日が2月29日であるときは、その者のうるう年以外の年における誕生日は2月28日であるものとみなす。以下この表において同じ。）の前日までの期間のうちいずれか短い期間	
		交付日における年齢が60歳以上	6月		起算日における年齢が40歳以上50歳未満			2年又は起算日から51歳の誕生日の前日までの期間のうちいずれか短い期間
	その他の場合		1年		起算日における年齢が50歳以上			
自家用操縦士 一等航空士 二等航空士 航空機関士 航空通信士		1年			准定期運送用操縦士	航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んでその操縦を行う場合	起算日における年齢が60歳未満	1年
							起算日における年齢が60歳以上	6月
						その他の場合		1年
				一等航空士 二等航空士 航空機関士 航空通信士			1年	

② 第2種航空身体検査証明書

資格	区分	有効期間
自家用操縦士	交付日における年齢が40歳未満	5年又は交付日から42歳の誕生日（その者の誕生日が2月29日であるときは、その者のうるう年以外の年にお

改正後		改正前	
		ける誕生日は2月28日であるものとみなす。以下この表において同じ。）の前日までの期間のうちいずれか短い期間	
	<u>交付日</u> における年齢が40歳以上50歳未満	2年又は <u>交付日</u> から51歳の誕生日の前日までの期間のうちいずれか短い期間	
	<u>交付日</u> における年齢が50歳以上	1年	
一等航空士 二等航空士 航空機関士 航空通信士		1年	

イ. 航空身体検査証明の満了日前に新たに航空身体検査証明書の交付を受け、これを受領したときは、従前の航空身体検査証明の有効期間は、満了したものとみなす（規則第61条の3第2項）。

ウ. 国土交通大臣又は指定医は、国土交通大臣が、身体検査基準の一部に適合しない者のうち、その者の経験及び能力を考慮して身体検査基準に適合するとみなしたものについて、有効期間を短縮することができるものとする（規則第61条の3第3項）。ただし、指定医は、国土交通大臣の指示に基づいてのみ、有効期間を短縮することができるものとする。

(削除)

エ. 規則第61条の3第2項の規定により航空身体検査証明の有効期間が満了したものとみなされたとき（当該航空身体検査証明の満了日前に新たに受けた航空身体検査証明に、従前の航空身体検査証明に付されていなかった条件又は付されていたものと異なる条件が規則第61条の2第5項の規定により付されたときに限る。）は、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書を所有し、又は保管する者は、10日以内に、その事由を記載した書類を添えて、これを国土交通大臣に返納しなければならない（規則第72条第3号）ことを指定医は申請者に通知すること。

オ. 准定期運送用操縦士、自家用操縦士、一等航空士、二等航空士、航空機関士又は航空通信士の資格を有する者（定期運送用操縦士、事業用操縦士のいずれの資格も有しないものに限る。）に対し、第1種航空身体検査証明書の裏面に、旅客を運送する航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んで、一人の操縦者でその操縦を行う場合の有効期間の満了日を記すこと（規則第24号様式第1種航空身体検査証明書）。

イ. 航空身体検査証明の満了日前に新たに航空身体検査証明書の交付を受け、これを受領したときは、従前の航空身体検査証明の有効期間は、満了したものとみなす（規則第61条の3第2項）。

ウ. 国土交通大臣又は指定航空身体検査医は、国土交通大臣が、身体検査基準の一部に適合しない者のうち、その者の経験及び能力を考慮して身体検査基準に適合するとみなしたものについて、有効期間を短縮することができるものとする（規則第61条の3第3項）。ただし、指定航空身体検査医は、国土交通大臣の指示に基づいてのみ、有効期間を短縮することができるものとする。

エ. 平成24年3月31日以前に、規則第61条の2第4項の規定に基づく特別判定指示（マニュアルⅡ-4及びⅡ-8を含む。）の判定を受けた者の有効期間は、ア.の期間と旧法の期間のうち、いずれか短い期間とする。

オ. 規則第61条の3第2項の規定により航空身体検査証明の有効期間が満了したものとみなされたとき（当該航空身体検査証明の満了日前に新たに受けた航空身体検査証明に、従前の航空身体検査証明に付されていなかった条件又は付されていたものと異なる条件が第六十一条の二第5項の規定により付されたときに限る。）は、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書を所有し、又は保管する者は、10日以内に、その事由を記載した書類を添えて、これを国土交通大臣に返納しなければならない（規則第72条第3項）ことを指定医は申請者に通知すること。

カ. 准定期運送用操縦士の資格を有する者に対し、証明書（第1種航空身体検査証明書である場合に限る。）の裏面に、旅客を運送する航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んで、一人の操縦者でその操縦を行う場合の有効期間の満了日を記すこと（規則第24号様式）。

改正後	改正前
<p><u>カ. 自家用操縦士、一等航空士、二等航空士、航空機関士又は航空通信士の資格を有する者（定期運送用操縦士、事業用操縦士、准定期運送用操縦士のいずれの資格も有しないものに限る。）</u>に対し、<u>第1種航空身体検査証明書の裏面に、航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んでその操縦を行う場合（旅客を運送する航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んで、一人の操縦者でその操縦を行う場合を除く。）の有効期間の満了日を記すこと（規則第24号様式第1種航空身体検査証明書）。</u></p> <p>キ. <u>自家用操縦士の資格を有する者（一等航空士、二等航空士、航空機関士、航空通信士のいずれの資格も有しないものに限る。）</u>であつて、<u>第2種航空身体検査証明書</u>の交付の日における年齢が50歳未満のものが、その日の後、一等航空士、二等航空士、航空機関士又は航空通信士の資格を取得したときの有効期間の満了日を、証明書の裏面に記すこと（<u>規則第24号様式第2種航空身体検査証明書</u>）。</p> <p><u>(7) 航空身体検査証明書の記入要領</u> 指定医は、別に定める「<u>航空身体検査証明書記入要領</u>」に従い所定の事項を記入すること。</p> <p><u>(8) 航空身体検査証明書の再交付</u> (略)</p> <p><u>(9) 手数料</u> (略)</p> <p><u>(10) 報告徴収及び立入検査</u> (略)</p> <p><u>(11) 罰則等</u> ア. 指定航空身体検査医の罪 指定航空身体検査医が第31条第3項の身体検査基準に適合しない者について、航空身体検査証明を行ったときは、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。（法第149条の2） イ. 所定の資格を有しないで航空業務を行う等の罪 偽りその他不正の手段により航空身体検査証明書の交付を受けた者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。（法第149条） ウ. 航空身体検査証明書の様式、交付、再交付及び返納に関する事項その他航空身体検査証明に関する実施細目は、国土交通省令に定められ、この命令の規定に違反した者は、10万円以下の過料に処する。（法第36条、<u>法第163条</u>） エ. 報告義務 指定航空身体検査医は、申請者が偽りその他不正の手段により航空身体検査証明書の交付を受けようとしたと認めるときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。（規則第61条の4第3項）</p> <p>3. 附則 (1)～(2) 略</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>キ. <u>自家用操縦士の資格を有する者</u>であつて、<u>証明書（第2種航空身体検査証明書である場合に限る。）</u>の交付の日における年齢が50歳未満のものが、その日の後、一等航空士、二等航空士、航空機関士又は航空通信士の資格を取得したときの有効期間の満了日を、証明書の裏面に記すこと（<u>規則第24号様式</u>）。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(7) 航空身体検査証明書の再交付</u> (略)</p> <p><u>(8) 手数料</u> (略)</p> <p><u>(9) 報告徴収及び立入検査</u> (略)</p> <p><u>(10) 罰則等</u> ア. 指定航空身体検査医の罪 指定航空身体検査医が第31条第3項の身体検査基準に適合しない者について、航空身体検査証明を行ったときは、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。（法第149条の2） イ. 所定の資格を有しないで航空業務を行う等の罪 偽りその他不正の手段により航空身体検査証明書の交付を受けた者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。（法第149条） ウ. 航空身体検査証明書の様式、交付、再交付及び返納に関する事項その他航空身体検査証明に関する実施細目は、国土交通省令に定められ、この命令の規定に違反した者は、10万円以下の過料に処する。（法第36条、<u>法第162条</u>） エ. 報告義務 指定航空身体検査医は、申請者が偽りその他不正の手段により航空身体検査証明書の交付を受けようとしたと認めるときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。（規則第61条の4第3項）</p> <p>3. 附則 (1)～(2) 略</p>

附則（令和6年6月27日 国空安政第704号）

1. 本要領は、令和6年7月1日以降に行われる航空身体検査証明申請について適用する。